名古屋大学医学部附属病院監査の受け入れに関する標準業務手順書改定
新旧対照

現行条文　（第６版）	改正条文　（第７版）
（省略） 第４章 監査の実施 ２．各治験に対する監査 4）治験審査委員会が治験の実施又は継続実施を承認していること及びこれに基づく病院長の指示・決定が治験依頼者及び治験責任医師へ文書で通知されていること、並びに当該委員会が GCP に従って運営されていること等を示す文書の治験依頼者への提出 5)～7)（省略） 8）治験責任医師からの治験終了の報告書に基づく治験審査委員会及び治験依頼者への文書通知 （省略）	（省略） 第４章 監査の実施 ２．各治験に対する監査 4）治験審査委員会が治験の実施又は継続実施を承認していること及びこれに基づく病院長の指示･決定が治験依頼者及び治験責任医師へ通知されていること、並びに当該委員会が GCP に従って運営されていること等を示す書式の治験依頼者への提出 5)～7)（同左） 8）治験責任医師からの治験終了の報告書に基づく治験審査委員会及び治験依頼者への通知 （省略）

附則（令和5年7月1日第7.0版）
1　本手順書は、令和5年7月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
2　本手順書の施行の際、旧名称を使用されている書類等については、適宜読み替えるものとする。